

第1531号

AFN-1531

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2024年 9/24 (火)

『令和7年度税制改正要望 国土省・金融庁の主要項目』

国土交通省及び金融庁はこのほど、令和7年度の税制改正要望をとりまとめた。国土交通省は、「豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり」の実現に向けて(1)住宅ローン減税等に係る所要の措置等(2)2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置等、を挙げている。また、「持続的な経済成長の実現」においては、(1)観光立国の実現へ免税制度の見直し等(2)不動産市場の活性化へ



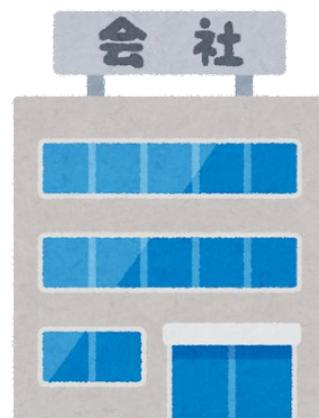
リート及び特定目的会社を取得する不動産に係る特例措置の延長等、を要望。併せて、トラック・内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長等を挙げている。また、「安全で安心な社会の実現」に向けて、災害に強い強靱な国土・地域づくりに取り組むため、鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設等、ユニバーサル社会の実現に向けて、鉄軌道駅のバリアフリー施設に係る特例措置の延長等挙げている。

金融庁は、「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向け、金融所得課税の一体化等の実現、「世界・アジアの国際金融ハブ」化に向けた、国際金融センターの実現(クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続の見直し)、また生命保険料控除制度の拡充等、要望している。

『最大50億円の補助創設(上) 中堅中小企業支援へ一部法改正』

経済産業省は「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部が施行されたと発表、その詳しい内容をホームページに掲載した。改正法の概要について同省は「国際的な企業立地に係る競争の激化等の経済情勢の変化に適切に対応し、新たな事業の創出及び産業への投資の促進を通じて我が国産業の持続的な発展を図るため、事業再編を行う中堅企業者に対する支援の拡充、事業適応計画の認定制度の見直し、株式会社産業革新投資機構の運用期限の延長等の措置を講じる」としている。今回の法律の施行では、中堅・中小企業等への支援策が多岐にわたるため、(上)(中)(下)の3回に分けて紹介する。

(1)国内投資拡大・イノベーションの促進地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応して成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げの実現を目指す最大50億円の補助金を支給する事業を創設する。補助率は3分の1以内、投資規模は10億円以上が対象。この補助金を活用できる取り組みとして、工場、倉庫、販売拠点などの新設や増設、最先端の機械や省力化できる設備の購入、ソフトウェアの購入等を挙げた。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com